

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成28年6月23日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時44分

出席者 委 員 委員長 大谷好一  
針谷正夫 氏家晃 長 芳孝  
入野登志子 大武真一 岡 賢治  
高岩義祐  
議 長 海老原恵子  
傍聴者 茂呂健市 青木一男 針谷育造  
坂東一敏 広瀬昌子 小久保かおる  
白石幹男 関口孫一郎 大出三夫  
大阿久岩人 大川秀子 千葉正弘  
広瀬義明 福富善明 梅澤米満  
福田裕司

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘  
主 査 福田博紀 主 任 中野宏仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 整 備 部 技 監	市 川 悦 郎
住 宅 課 長	大 野 和 久
建 築 課 長	長 智

平成28年第2回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成28年6月23日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第68号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）

日程第3 陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（大谷好一君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第68号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） おはようございます。よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第68号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は50ページ、議案説明書は21ページをお開きください。

初めに、議案説明書をごらんください。提案理由は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要ですが、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の手数料を設けること、既存の建築物のエネルギー消費性能に係る認定の手数料を設けることとでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、22、23ページをお開きください。条文の新旧対照表でございます。最初に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律についてご説明させていただきます。

社会経済情勢の変化に伴いまして、建築物におけるエネルギーの消費量、電気量などが著しく増加していることから、建築物を新築または増築、改築工事等を行う際、建築物のエネルギー消費性能を向上させるための計画を作成し、特定行政庁、栃木市でございますが、に対して認定申請がで

きる制度や、既存建築物がエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を特定行政庁に申請できる制度を創設することにより、建築物のエネルギー消費を抑えることを目的とした法律で、それに伴いまして、特定行政庁は、審査の上、基準に適合していると認めるときは認定をすることができるようになったものでございます。

それでは、改正する条例案の内容をご説明させていただきます。23ページをごらんください。まず、別表第2に47の項として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料を加えるというものです。

手数料の額ですが、右側の欄の4行目をごらんください。1の(1)として、建築物エネルギー消費性能向上計画が法律に掲げる基準、これを建築物エネルギー消費性能誘導基準と言いますが、に適合している旨を証する書類、これを適合証と言います。の添付があった場合、アとして、一戸建て住宅に係る申請については4,700円とするものです。以下、イとして、共同住宅等に係る申請、ウとして、一の建築物全体に係る申請については、それぞれ記載のとおりの手数料となっております。

続きまして、25ページをお開きください。下から9行目、(2)として、(1)に掲げる場合以外の場合、これは適合証の添付がない場合でございますが、アとして、一戸建て住宅に係る申請について、下から3行目、(ア)、床面積が200平方メートル未満の場合3万1,000円、200平方メートル以上の場合3万5,000円とするものです。

以下、イとして、共同住宅等に係る申請について、27ページをお開きいただきまして、上から9行目、ウとして、一の建築物全体に係る申請については、それぞれ記載のとおりの手数料となっております。

続きまして、29ページをお開きください。下から2行目、2として、認定申請に合わせて建築基準関係規定に適合するかどうかの審査、これは建築確認申請を指しますが、の申し入れがあった場合、31ページをお開きください。(1)のアとして、床面積が30平方メートル以内の場合9,000円とするもので、以下記載のとおりの手数料となっております。

続きまして、少し飛びまして35ページをお開きください。48の項として、法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請に対する審査手数料を加えるというものです。手数料の額ですが、右側の欄の上から5行目、1の(1)として、計画の変更認定申請について、適合証の添付があった場合、アとして、一戸建て住宅に係る申請については、先ほどご説明しました47の項に規定する当初申請に係る金額の2分の1に相当する金額とするものです。

以下、共同住宅等に係る申請については、記載のとおりの手数料となっております。

次に、下から3行目、次の37ページにかけてでございますが、(2)として、(1)に掲げる場合以外の場合、これは適合証の添付がない場合でございますが、先ほどご説明しました47の項に規定

する当初申請に係る金額の2分の1に相当する金額とするものです。

37ページ以降、共同住宅等に係る申請については、記載のとおりの手数料となっております。

次に、一番下の行、49の項として、法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料を加えるというものです。

39ページをお開きください。手数料の額ですが、右の欄の上から8行目、1の(1)として、適合証の添付があった場合の一戸建て住宅に係る申請については、4,700円とするものです。

以下、(2)、共同住宅等に係る申請、(3)、一の建築物全体に係る申請については、それぞれ記載のとおりの手数料となっております。

41ページをお開きください。中ほどの2、1に掲げる場合以外の場合として、適合証の添付がない場合ですが、一戸建て住宅、共同住宅等については記載のとおりの手数料となっております。

議案書にお戻りいただきまして、63ページをお開きください。附則として、この条例は公布の日から施行するというものです。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） なかなか読んでみてもわかりづらいというか、よくわからないところが多いのですが、適合基準がオーケーという場合は、それはもう基本的に性能は満たしているということで、もう既に合っているということだろうと思うのですが、それがいない場合の審査手数料とか、いろいろあるわけですが、審査して適合基準に満たない場合は、これは建築確認がおりないとか、そういうことになってくるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） この認定申請は、建築確認とは別なものでございまして、確認は確認、認定申請は認定申請でございますので、別々でございます。確認申請がおりて、認定がおりなかったという場合もあり得るかと思えます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） それは、では努力義務というような感じで、絶対基準を満たさなければならぬというようなことではないということでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） これは、義務ではございません。努力義務でございまして、あくまでも認定申請は任意となっております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この意味はよくわかるのです。例えばエネルギーは、効率的に住宅も使ってくださいよということで指導されると思うのですけれども、具体的には、住宅の中でどういうところを指導するのかということについて、あるのでしょうか。例えば給湯器はとか、お金のかかるところ、IHキッチンもありますよね。その辺はどういうふうな思いなのでしょう。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 具体的なものとしては、例えばLED照明の設置、例えばエネルギー効率の高い空調設備の設置、あとは断熱性のあるサッシの設置、例えばペアガラスとか二重サッシ、こういう設備を指しております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） さっきの電気をたくさん使うIHキッチンとかありますよね。ああいうのは、そういうふうに決まっているのでしょうか。全部エネルギーの、電気の使うところはチェックすることなののでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 済みません、手元の資料でIHとか、ちょっと勉強不足で申しわけありません。それと、先ほど申し上げました以外に、エレベーターとか、そういうのも含んでおります。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 勉強不足と言われてしまうと難しいのですが、これは結局エネルギー対策といいますか、そういうものを市民の間に広げていこうということが根本にあるのですか。そのところをちょっとご説明願います。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） この法律の目的は、例えば省エネ効果のある設備、先ほど申し上げましたとおり、それらの設備を施してある建築物、これらの計画とか既存の例えばそういう設備があるものを、基準に適合していれば、認定することによって、適合していますよという表示ができることになっております。その表示をしていただくということは、対外的にアピールをしていただく。それが結果的に省エネの効果の促進につながると、それが今回の法律の目的でございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今までエネルギー効果の高いものについては、補助金制度みたいなものが、私の勘違いでしょうか、あったかと思いますが、もしあったとすれば、これとの関係性みたいなものはあるのですか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

- 建築課長（長 智君） 私が所管している建築課ではないのですが、例えば環境課だったと思うのですけれども、太陽光発電に対して補助制度があったと思います。
- 委員長（大谷好一君） 入野委員。
- 委員（入野登志子君） 住宅エコポイントというのがあったと思いますけれども、そのころからすると、今までなかったものを今回法律でつくっていくわけですけれども、急激に省エネにならなかったという状況で、これがつくられることになったのでしょうか。
- 委員長（大谷好一君） 長建築課長。
- 建築課長（長 智君） 先ほど冒頭に説明したかと思うのですけれども、建築物のエネルギーの消費が結構、例えば東日本大震災ですか、それ以降急激に上がっていると。それを何とか抑えようということで、それらの目的のためにできた法律と聞いております。
- 委員長（大谷好一君） 入野委員。
- 委員（入野登志子君） 議案書のほうで、既存の建築物というのもあるのですけれども、こちらは既にでき上がっているもので増改築とかリフォームとか、戸建ての住宅ですよ。その部分は、全部ひっくるめてこの計画にしなければいけないのか、それともそのつくった部分だけで認定ができるのかどうかお伺いします。
- 委員長（大谷好一君） 長建築課長。
- 建築課長（長 智君） この法律の対象が建築物全体となっております。ですので、例えば1つの建物に、1階が住宅、2階が事務所とかあると思うのですけれども、住宅だけをやったのではだめなのです。事務所もやらなくてはならない。手数料はそれぞれで、先ほどご説明した、手数料を合算するのですけれども、建物全体を省エネ効果のある建物にさせていただく必要があるというものでございます。
- 委員長（大谷好一君） 入野委員。
- 委員（入野登志子君） 公布前と公布後と違ってくるとは思いますけれども、今既に増改築とか新築をやっています、公布後からこれが適用になるのですけれども、つくっているときはまだその基準がなかった。でも、公布後は、でき上がった後になるので、その辺の判断はどういうふうになるのでしょうか。
- 委員長（大谷好一君） 長建築課長。
- 建築課長（長 智君） 法律が施行になった時点で建築工事がある場合は、例えば先ほど47の項の手数料は適用になりません。では、公布になったときに建築工事中だったと。完成しましたと。それは49の項の手数料、これで申請していただければ、基準に合致していれば認定ということで申請はできると思います。だから、公布後に新築、着工するか、公布のときにもう工事中かで変わってくるのですけれども、公布後に着工すれば、新築あるいは増築、改築工事扱いになりまして、47の項ですか、の手数料が適用になります。



以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 済みません、公布の今の問題ですけれども、これを公布の日からということ  
は、6月29日が最終日ですけれども、議会で議決しましたと。6月30日からこれが適用になるとい  
うふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） この法律につきましては、実は法律が今年の4月から施行になっており  
ます。本来であれば、施行日までこの手数料条例を改正しなければならなかったのですが、この  
時期になってしまったことについてはおわび申し上げたいと思うのですが、施行日は少しで  
も早いほうがいいという考えから、公布の日から施行するということにしたという経緯がございま  
す。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第68号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1  
号）所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） ただいまご上程いただきました議案第63号 平成28年度栃木市一般会計  
補正予算（第1号）のうち、所管関係部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出であります。26、27ページをお開きください。8款5項1目住宅管理費につきましては、補正額177万5,000円の増額であります。右の説明欄に記載の定住促進支援事業費につきましては、昨年度末に整備をいたしました移住体験施設、栃木市移住おためしの家に要する費用として、施設の維持管理費として需用費に54万円、施設の清掃費等として役務費に12万9,000円、土地建物の賃借料及びテレビの受信料等として使用料及び賃借料に40万9,000円を追加し、さらに人口減少が進む中で、移住先として本市への関心を高めてもらうために実施いたします移住・定住促進ツアー業務委託費といたしまして、委託料に69万7,000円を追加するというものであります。

これらは、本来であれば当初予算に計上すべきものでございますが、いずれも予算の調整が終了した本年2月から3月にかけて急遽実施が決まったものであるため、このたび補正予算として計上させていただきますこととなった次第でございます。

次に、債務負担行為についてご説明させていただきますので、39ページをごらんください。こちらはちょっと件名が長いですが、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございますが、こちらのまず1段目、平成28年度空き家改良資金利子補給（平成27年度分）であります。この利子補給制度とは、空き家の改良資金として金融機関から借り入れた元本200万円までの利子を市が全額負担するというものであり、平成27年度後半に借り入れを行い、返済期間を制度上認められました最長5年間に設定いたしますと、返済期間が平成32年度に及ぶこととなり、当初予定いたしました5年、平成31年度まででは債務負担行為の設定が不十分であるということが判明いたしました。現に平成27年度後半に返済期間を5年とした方がこの制度を利用いたしまして、返済終了が平成33年1月という返済計画を提出されたため、市といたしましても債務負担行為を平成32年度まで設定することが必要となりましたので、このたび平成32年度分として利子補給分6,000円を増額するものであります。

次の2段目、平成28年度空き家改良資金利子補給につきましては、ただいまご説明したものと同様の理由によりまして、この制度においては、借り入れ年度を含めて6年間債務負担行為を設定することが必要であるため、当初予算で設定した期間を1年間延ばして、平成32年度から平成33年度に延長し、金額を58万3,000円増額して177万4,000円とするものであります。

ただし、この補正は、空き家の所有者が、平成28年度中、今年度のいつの時点で借り入れを行っても、利子補給が可能となるように、最大限の期間と金額を確保するものでありまして、実際にこのように支出額が増えるというものではないことを申し添えさせていただきます。

続きまして、今度は歳入に移ります。14、15ページをごらんください。20款5項4目2節雑入につきましては、21万6,000円の増額であります。こちらは先ほど申し上げました、今年度新たに稼働した栃木市移住おためしの家、こちらを利用された方にお支払いいただく利用料の年間見込み額でございます。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 27ページ、定住促進支援事業費、おためしの家ということで、これは先日下野新聞に載ったかと思うのですが、今入居されていらっしゃる方がいたのですが、今入っている方で何組目なのか。そんなに入っていないと思うのですが、ご答弁いただきたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 先日新聞でご紹介された方は、5月の半ばから先週まで1カ月間入居されておりました。この方は、宇都宮市在住の方なのですが、勤務先が栃木市内にある介護施設ということで、栃木市に前から住みたいという思いは温められていたようです。この1カ月間栃木市で暮らしてみて、非常にいいところで、ぜひ栃木市に住みたいということで、栃木市への移住の気持ちがほぼ固まったようです。家が求められれば一番理想なのですが、場合によっては市営住宅もあいているので、最初は市営住宅でもいいのかなということで、栃木市への移住がほぼ心の中では固まったということで、第1号の方から大変ありがたいお話をいただいたと思っております。

その方が先週退居されまして、実は今週、きのう、この方は短期なのですが、きのうとその前、おとといですね、2日間、埼玉のほうから若いご夫婦の方、お子さん連れ、ご主人が28歳、奥様も同様の若さで、お子さんがまだ5カ月というご家族なのですが、実はこの方は来春、栃木市のほうに引っ越しを考えているということであります。しばらくいろいろお話を伺ったら、ご主人のほうが保育士と介護士、そういう資格をお持ち、奥様は美容師の資格をお持ちということで、栃木市に移住したら、そのような仕事につきたいということなものですから、栃木市でも今保育士の募集があるよということでご紹介しまして、かなり前向きに移住に向けて取り組んでいただいております。

実はまた来週なのですが、今度は非常に話題性の高い方と思われるのですが、実は沖縄の方なのですが、沖縄からインドネシアにしばらく移住されていた方、その方が栃木市の市民の方から、このたび栃木市でこういう移住おためしの家という施設が始まったよということを知り

て、ではちょうど帰国するので、インドネシアから日本に来て、そのまま栃木市へ来てくださるといふことで、このおためしの家で1カ月間、今度来週からお暮らしいただくということが決定いたしました。

その後も、先ほど申し上げたバスの移住ツアー、その移住ツアーに参加された方からも既に予約をいただいておりますし、また広報、またホームページ等をごらんになった方から、また神奈川のほうの方なのですけれども、その方も今移住を考えているので、栃木市のこのおためしの家を利用して、いろいろなところを見て回りたいという予約を承っておりますので、開始当初からなかなか人気も好調で、今後もこの状態を維持していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 新聞で見ただけだったのですが、本当に着実な実績を、もう既に2組の方が、昨日までですか、入居なさって、両方とも栃木市にこれから移住・定住をしたいといふことで、また来週にはインドネシアから新しい人もおためしの家を利用するといふことで、先ほど広報、またインターネットといふことがあったのですが、やっぱり今後の広報活動、できるだけ全国、またインドネシアですから、海外の方も見ているのかなと思うのですが、広報だけではなくて、インターネット等に力を入れるべきかなと思うのですが、その辺についてご答弁いただきたいと思ひます。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 実は今まで栃木市は、やはり広報が不得意だったといふのは我々も感じております。その中で、やはり特に住宅課が現在行っております定住促進、これはちょっと今までと異質な面があるなと感じておりますのは、今まで我々行政、特に市役所の職員といふのは、栃木市内にお住まいの市民の方に向けて情報を発信する、それで十分な仕事だったのです、ほとんどは。もちろん市民あつての市役所ですから。

ところが、この定住促進に関しましては、むしろ市外の方を栃木市に呼び込むといふのが仕事ですので、市内の方に広報して、それが伝わって今回インドネシアから来てくれる、そういう効果もありますけれども、やはり市外の方に直接に情報を伝えていくといふことが重要だといふふうな認識をいたしましたので、実は現在ホームページを大幅にリニューアルいたしまして、このおためしの家と、あと空き家バンク、それも定住促進のために、市外からの方に積極的にご利用いただくといふことでやっておりますけれども、その両方のサイトを新たに大幅にリニューアルして、かなり魅力的だと思つておりますけれども、そういうものを新たに整備いたしましたので、今後はより多くの方に関心を持ってごらんいただけるのではないかなと考えております。

今後さらに内容も順次リフレッシュを図りながら、皆様にPRをしていきたいと考えております。

○委員長（大谷好一君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） やはり同じく27ページです。今ちょっと話が出てきたのですけれども、住宅

管理費の合計が今度3億8,933万7,000円、非常に大きい額になるわけですがけれども、特に今空き家バンクというふうな話が出てきましたけれども、住宅地の中の空き家は非常に増えてきているというふうなこともあって、このことにつきまして、今どのような空き家バンク対策、この予算の中で対応しているかということをお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 今回の補正の中では、特に新たな予算というのは設定しておりませんが、ただ空き家対策は、今栃木市にとっても大変重要な課題でございます。

この空き家対策といたしましては、基本的に空き家対策というと、もう使えないから壊そうという発想が主流なのですが、栃木市の場合は、いわゆる空き家条例で、その空き家の適正管理と同時に、有効活用というのを強力に推進するという事としておりますので、ただいま申しあげました空き家バンク、使えるものに関しては、自分が使わないからほうっておく。でも、自分が使わなくても、ほかの人なら使ってもらえるだろうということで、空き家バンクで積極的にいろいろな方にご利用いただくという方法をとっております。

中には当然使えないものも相当数ございます。そのようなものに関しては、市のほうで解体の補助を出して、壊して、その敷地を今度使ってもらおうということで、いずれにしても現在ある空き家を使う、または空き家が使えなければ敷地を使ってもらおうということで、家または土地の活用ということに力を入れております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） これは要望なのですが、今言ったようにお試しというようなこともやっぱり関連性があると思いますので、これから人口減対策というようなことで、この問題についてもしっかりとやっていっていただきたいと、これは要望でございます。ありがとうございました。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） おためしハウスといいますか、これは最初の期限というのは、1年とか、それはどんなふうになっているのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この利用期間なのですが、基本的には1カ月を上限としております。ただし、利用者の方が、さらに延長をご希望で、また次の予約が入っていないような状態であれば、さらに延長も考えております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 大変引き合いが多いというか、バスツアー等でも申し込みが、続々というところまでいかないけれども、来ていると。それで、待ってもらおうような状況というのは、まだ生まれていないわけですか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 実はそういう状況も既に発生しております。というか、既に先約が入っていて、それを知らずに申し込みをされた方がいて、重複してしまったがために、希望が重複して、2名の方には実はお断りしたという経緯がございます。そのようなものですから、実は現在栃木市内にこれ1棟しかございません。当然1家族しか入れませんので、今年度中に別途、また空き家等を活用した同様のおためしの家というのをさらに増やそうということで計画をしております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） これにかかる予算が、七、八百万円でこの事業ができるということですので、柳の下にドジョウがいるかないかというところですが、見きわめが大変難しいところですが、今おっしゃったように、進めていただければありがたいのではないかとするのは、1棟だけではなくて、2棟ほど進めていただければありがたい、こんな要望をして終わります。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第63号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々はご退席いただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

---

#### ◎陳情第1号の上程、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

中野書記。

〔書記朗読〕

○委員長（大谷好一君） これより審査に入ります。

なお、本件につきましては、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する各委員の賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 昨日提案者の方からお話を聞きまして、栃木市におきましても海なし県でもありますので、川の日を国民の祝日に定めることはいいことだと思いますので、採択といたしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 私も、きのう説明を受けまして、もし祝日になれば、希薄化した河川との関係を見直し、河川に対する人々の関係を取り戻すことにもなると思います。また、全国の七夕まつり、もっと遊びに行く人も増え、地域の経済活性化にもつながると思っておりますので、採択に賛成です。

○委員長（大谷好一君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） 昨日説明を受けまして、趣旨につきましては十分理解させていただきました。

国交省で、ここは7月7日七夕の日を、そういうことで川の日ということで定めているようでございますけれども、きのうの説明では、7月7日とは限定はしないけれども、ここの栃木を起点にしてこれから努力したいということなものですから、支援したいと思います。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 同じく、昨日、代表を初め3名の方がいらっしゃいまして、説明をよく聞きまして、その情熱あるいは内容についてはよくわかりました。それで、この考えに至った理由などとして、海の日が20年前に設定されて、山の日が設定されたと。それをつなぐのは川だという発想もお聞きをいたしました。ただ、前回山の日制定につきましては、日本山岳会というところが日本全国に発信をしております、国会議員が議員同盟というものをつくって、本市議会で採択をいたしましたのは、おととしの平成26年の3月に採択をいたしまして、その年の4月に衆議院の本会議、5月に参議院ということで、国会の採決を助けるというか援護するという意味で、出口で我々の判断が仰がれました。

しかるに今回の場合は、ここから発信をして、それを全国にといいますか、国会の議員の先生方にもご同意を得て国の制度を定めたいということで、文字通り川の源にあるわけですし、その議論を深めていくということが、議論を深めるといいますか、発信をしていく、あるいは啓蒙しているということが大変必要なことになってこようかと思えます。

趣旨としては、これまでお三人の方が述べられたとおり、大変結構なことです。賛成をいた

したいと思います。関係者の方々には、なお一層の発信といたしますか、そういった啓蒙あるいは発信をしていただきたいと、こんなふうをお願いをするところです。賛成であります。

○委員長（大谷好一君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） 私は、川の日につきましては、私は農業をやっていますし、それから先ほど海のない県で、私も男体山というところに一度イチゴの苗をあげまして、ここは本当にすごい雪で、雪解け水が流れて来ています。私どもにとってやっぱり川というのは一番基本になるし、それから飲み水問題もこの間いろいろ、市長を初め議論が出ていましたし、ぜひこれはやはり前向きの方で、私も賛成でお願いしたいと、こんなふうを考えています。よろしく申し上げます。

○委員長（大谷好一君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私も、きのう3名の方から陳情の趣旨につきまして説明を受けまして、そのときにもご意見でお話ししたわけですが、海の日、山の日があって、川の日がないということ、自然に感謝するという意味で祝日にしたいというところだったのですが、きのうもお話ししましたが、栃木県は観光資源が豊富ですが、なかなか観光に訪れてくれる人が少ない。そういった中で、休みの日を増やして、日本人の休暇、そういったものも増やしていくということもおっしゃられておりましたので、そういうところも賛成でございます。

また、今出なかったところといたしますと、川との共生ということをきのうおっしゃっておられまして、昨年本市も被害を受けた大雨等の洪水、そういったこともありますので、川と上手につき合っていく、そういった意味でも、川とのつき合い方、そういったものを再認識するためにも、川の日制定に全く異論はございません。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私も賛成です。川の日を祝日として、日本人は大体働き過ぎのようなところもあるものですから、なるべく多くの休日をつくって休みやすい環境をつくるというのはとてもいいことではないかと思っておりますので、賛成です。

○委員長（大谷好一君） ほかにご発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご意見がないようでありますので、これより採決いたします。

ただいまから陳情第1号を採決いたします。

本陳情を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第1号は採択すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告



○委員長（大谷好一君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）